

# 外国人家事使用人の受入れについて



平成26年4月

法務省入国管理局



# 家事使用人の受入れについて

## 家事使用人の帯同が認められる者

- ① 外交官, 領事官等
- ② 「投資・経営」の在留資格や「法律・会計業務」の在留資格をもって在留する事務所の長等
- ③ 「高度人材ポイント制」により高度人材と認定された者

## 家事使用人に係る主な要件

- ① 外国人雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができること
- ② 外国人雇用主の個人的使用人として雇用されること
- ③ 18歳以上であること
- ④ 外国人雇用主の家事に従事する活動を行うこと
- ⑤ 月額20万円以上の報酬を受けること
- ⑥ 他に家事使用人が雇用されていないこと
- ⑦ 外国人雇用主が13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること  
等

(注1)外国人雇用主によって要件は異なる。

(注2)高度人材と認定された者が雇用主となる場合には雇用主側の年収が要件となる。

## 「特定活動」の在留資格

「特定活動」の在留資格は、我が国の社会、経済情勢の変化等により、あらかじめ定められた活動類型のいずれにも該当しない活動を行う外国人の上陸・在留を認める必要が生じる場合に、臨機に対応できるようにするため設けられた在留資格

### 「特定活動」の該当例

- ・ ポイント制による高度人材
- ・ 高度研究者
- ・ 外交官等の家事使用人
- ・ ワーキングホリデー
- ・ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者 等

### 【出入国管理及び難民認定法 別表第1の5(抄)】

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動 イ～ハ(略) ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動(※)

(※) 入国にあたって「特定活動」の在留資格を付与できる活動の類型については、法務大臣があらかじめ告示(平成2年法務省告示第131号)で定めている。

## 家事支援のための外国人材の受入れに係る政府全体での検討について

- 外国人材による家事支援サービスを必要とするニーズの確認
- 適切な監理体制の確保
- 外国人材の生活環境, 労働環境の整備
- 問題が生じた場合の保護措置
- 確実な帰国担保措置

### <検討事項>

- ⇒ 国内での活動形態, 受入れ主体, 契約関係等
- ⇒ 外国人材の本国における選定や送出しの仕組み
- ⇒ 外国人材のあっせんの仕組み
- ⇒ 受入れ主体の責任 等